

## 標準報酬月額の見直し (定時決定)が行われます (任継・特退被保険者の方を除く)



給与から控除されている保険料は、各人の標準報酬月額に日立健保が定める保険料率を乗じて算出されますが、標準報酬月額は、原則、全被保険者について、毎年1回、4月、5月、6月の3ヶ月の報酬(給与等)をもとに決定されます。これを定時決定といい、定時決定で決められた標準報酬月額は、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間、保険料などの計算の基礎として使われます。



## 70歳を迎えられる方へ

70歳に到達された翌月1日(誕生日が1日の場合は誕生日)から使用可能な「健康保険被保険者証兼高齢受給者証(以下、健康保険証)」を下記のとおり送付いたしますので、使用可能日(発効日)以降は新しい健康保険証をご使用ください。(古い健康保険証は、ご返却ください)

新しい保険証を  
交付します!

- 【例】◆1月1日生の方は**1月1日**から使用可能  
◆1月2日生以降の方は**2月1日**から使用可能

誕生日	送付日	使用可能日(発効日)
昭和20(1945)年 7月2日～ 8月1日	2015年 7月23日頃	2015年 8月1日
昭和20(1945)年 8月2日～ 9月1日	2015年 8月24日頃	2015年 9月1日
昭和20(1945)年 9月2日～ 10月1日	2015年 9月25日頃	2015年 10月1日
昭和20(1945)年 10月2日～ 11月1日	2015年 10月22日頃	2015年 11月1日

※事業所にお勤めの方とご家族につきましては、月末までに所属事業所から順次配付されます。  
※任継・特退被保険者の方は、ご自宅へ送付いたします。

お問い合わせ先 本部 ☎03-4554-3020 茨城支部 ☎0294-55-7489

## 保養所の最終営業日について

売却活動中の下記保養所の最終営業日が決定しましたのでお知らせします。

保養所名	最終営業日
浴風荘	直営保養所としては、 <u>2016年1月24日宿泊分まで</u>
わらく荘	

### 保養所に関するお問い合わせ先

(株)日京クリエイト 保養所予約受付センター  
TEL **0120-489-186** または **0120-489-187**  
受付時間 **9:30～16:30**(土・日・祝日・会社休業日を除く)  
★各保養所の営業終了までの休日については、次ページをご覧ください。



Q 近日、入院することが決まりました。  
医療費が高額になるのが心配なので、『限度額適用認定証』  
を申請したいのですが方法を教えてください。

健康保険 Q&A  
お問い合わせが多い内容を  
シリーズでお届けします。

A 「紙による申請(限度額適用認定申請書)」、または  
「Web(申請サポートシステム)」から申請できます!  
※70歳未満の方が対象です。

2015年4月から、「Webからの申請」ができるようになりました。

Webからの申請方法 日立健保ホームページからログインして  
「申請サポートシステム」へ



※紙の申請書は従来どおり、日立健保ホームページからダウンロードできます。

### 限度額適用認定証とは

日立健保では、高額療養費は後から自動的に支給されますが、いったんは窓口で自己負担(1割～3割)を支払わなければなりません。医療費が高額になると予測される場合には、日立健保に申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等に提示すれば、窓口での1ヶ月の支払いが自己負担限度額までに抑えられます。

※70歳以上の方は「健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を提示することで限度額が適用されるため、限度額適用認定証は不要です。

見本